安平町空家等対策計画(案)に関する意見募集要領

安平町空家等対策計画(案)について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、 お気づきの点やご意見をお寄せください。

1. 意見募集の対象

安平町空家等対策計画(案)

2. 公表する資料

- ①安平町空家等対策計画(案)
- ②空家等対策の推進に関する特別措置法
- ③空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則
- ④安平町空家等対策協議会設置要綱
- ⑤安平町空家等対策庁内連絡会議設置要綱
- 6安平町空家等対策計画【概要】
- ⑦意見募集要領
- ⑧意見記入票

3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。
 - ・早来庁舎 住民生活課 住民生活グループ
- ②安平町ホームページに掲載しています。
- ③その他:安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持参:安平町役場のうち、下記へ提出願います。
 - ・早来庁舎 住民生活課 住民生活グループ
- ②郵送:安平町役場 早来庁舎 住民生活課へ郵送してください。
- ③ファクシミリ:提案書を下記へ送信ください。

早来庁舎 住民生活課(0145-22-3883)

④電子メール:提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。

住民生活課:k-hozen@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

平成30年2月5日(月)~平成30年2月26日(月) 17時15分まで。

- ①持参の場合:月~金(祝日を除く) 8時30分~17時15分
- ②郵送の場合: 2月26日(月)付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合:24時間受付(土日、祝日含む)

意見募集期間の締切日は、17時 15分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①安平町役場のうち、下記において公表します。
 - ・早来庁舎 住民生活課 住民生活グループ
- ②安平町ホームページに掲載します。

8. その他

- ①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した 結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問合せ先

〒059-1595 安平町早来大町 95番地 安平町役場 住民生活課 住民生活グループ

電話: 0145-22-2940 FAX: 0145-22-3883

E-mail: k-hozen@town.abira.lg.jp